

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成十五年広島県規
則第四十六号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一三原市の項、尾道市の項、廿日市市の項及び備考を削る。
- 別表第二三原市の項、尾道市の項、廿日市市の項及び備考を削る。
- 別表第三三原市の項、尾道市の項、廿日市市の項及び備考を削る。
- 別表第四三原市の項、尾道市の項、廿日市市の項及び備考を削る。
- 別表第五三原市の項、尾道市の項及び廿日市市の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。